



今回は、人事コンサルより「人事評価のポイント」についてお話をさせていただきます。労務コンサルからは育児介護休業規程の改訂リマインドと令和7年度の雇用保険料率の改定についてとなります。

## 人事評価のポイント：公正で効果的な評価を実施するために **MNL** 人事評価

社員のモチベーション向上や組織の成長には、公正で納得感のある人事評価が不可欠です。今回は、人事評価を実施する際に重要となる要素をお届けします。

### 1. 透明性の確保

評価基準やプロセスを明確にし、社員全員が納得できる仕組みを整えましょう。

#### ポイント

- ・ 評価項目と評価基準を事前に上司部下間で共有する
- ・ フィードバックの際に評価の根拠を明確に説明する

### 2. 客観性と公平性を意識する

評価に主観が入りすぎると、不満が生じやすくなります。

#### ポイント

- ・ 数値データや具体的な成果を元に評価を実施する
- ・ バイアスを防ぐために2次・3次評価者を設定する

### 3. 定期的なフィードバックの実施

評価は一度きりではなく、継続的にフィードバックを行うことが重要です。

#### ポイント

- ・ 期末だけでなく、定期的な1on1ミーティングを実施する
- ・ 目標の進捗確認と改善策を話し合う
- ・ ポジティブなフィードバックも積極的に行う

### 4. 適切な評価項目の設定

職種や役職ごとに適した評価項目を設定しましょう。

#### ポイント

- ・ 結果とプロセスのバランスを考慮する
- ・ 会社のビジョンや目標と連動させる
- ・ 社員が努力を伴い達成可能な難易度の評価基準を設けて成長を促す

### 5. キャリアアップと報酬の連動

評価が昇進・昇給に直結することで、社員のモチベーションを高めることができます。

#### ポイント

- ・ 高評価者には適切な報酬や昇進の機会を提供する
- ・ 低評価者には成長のための具体的なアクションプランを提示する
- ・ 各等級で求められる期待・役割を明示し、キャリアパスを確立する

最後に 人事評価は、単なる査定ではなく、社員の成長を促し、組織全体のパフォーマンスを向上させる大切な機会です。公正で納得感のある評価制度を実施し、社員一人ひとりが最大限の力を発揮できる環境を作りましょう！

# 令和6年改正育児・介護休業法 就業規則（育児・社労士法人ミナジン 介護休業規程）の見直しなどはお済みですか

いわゆる令和6年改正育児・介護休業法の施行期日（令和7年4月1日・同年10月1日）が近づいてきました。この改正に伴い、就業規則（育児・介護休業規程）・社内様式の見直しや、個別周知・意向確認などの準備が必要となります。どのような改正規定があるのか？ 今一度、確認しておきましょう。

## <令和7年4月1日施行分>

- 子の看護休暇の見直し ◆  介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 ◆
- 育児のための所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大 ◆  育児のための所定労働時間の短縮措置の代替措置追加 ◆
- 育児のためのテレワーク導入の努力義務化 ◆  介護のためのテレワーク導入の努力義務化 ◆
- 介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認等の措置の義務付け ★
- 育児休業取得状況の公表義務適用拡大（従業員数：1,000人超の企業→300人超の企業）

## <令和7年10月1日施行分>

- 柔軟な働き方を実現するための措置の義務化 ◆
- 柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認の義務付け ★
- 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務付け ★

注. ◆が付いた改正規定は、厚生労働省のモデル規則（育児・介護休業等に関する規則の規定例 [詳細版]）において、改定が行われているもの。  
注. ★が付いた改正規定は、厚生労働省のモデル規則において、改定が行われているほか、個別周知・意向確認などのため、労働者に配布する資料（参考様式）が用意されているもの。

## 令和7年度の雇用保険の保険料率 前年度から1,000分の1 (0.1%) 引き下げ

### <令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

引用: [令和7\(2025\)年度雇用保険料率のご案内 \[PDF\]](#)